

あなたの想いが
対馬づくりに
元気を与えます

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金 ふるさと納税のご案内

「ふるさと対馬を、応援したい、支援したい」という、かけがえのない想いをかたちにするため、平成20年度の税制改正で地方公共団体に対する寄付金制度が拡充されました。これがいわゆる「ふるさと納税」です。

対馬市では、この制度を利用してお寄せいただいたご寄付を「がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金」と名付け、本市の特性を活かしたまちづくりに活用させていただきます。

みなさまの想いがふるさと対馬に直接届く、この寄付金で、対馬市のまちづくりのお手伝いをお願いいたします。

なお、ふるさと納税について、あなたの親戚や友達に資料を郵送したいと希望される方は、下記まで、ご連絡ください。対馬市から、資料を直接郵送いたします。

申し込み・問い合わせ先 対馬市総務企画部地域振興課 〒817-8510 対馬市厳原町国分1441番地
0920-53-6111 内線 455・456 メールアドレス：kikakuka@city-tsushima.jp

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金への寄付の申出をお願いいたします

平成 年 月 日

対馬市長 様

郵便番号
住所 都道府県 市・郡
(ふりがな)
氏名
電話番号

寄 付 申 出 書

私は、対馬市を応援するために、次のとおり「がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金」に寄付金を申し出ます。

寄付金額 _____ 円

(1) 寄付金の使い道について、次の事業のなかから、選んで指定欄に○をお付けください。また、複数の事業を選択される場合は、それぞれの事業に○を、寄付金額もご記入ください。

指定	事業の用途区分	寄付金額
	1. 豊かな自然環境の保全や歴史的景観の維持、再生に関する事業	円
	2. 国境離島という地理的、歴史的な特性を活かした観光振興に関する事業	円
	3. 地域が連携して支える教育・文化・スポーツの振興に関する事業	円
	4. ふるさと対馬の人が安心して暮らせるための福祉に関する事業	円
	5. 対馬の資源を活かした地場産品の研究開発や販路拡大に関する事業	円
	6. 地場産業の活性化を担う新規起業家への支援に関する事業	円
	7. 市長が特にふるさと対馬の将来に向けて寄与すると認める事業	円

(2) 寄付金の方法 (いずれかに○をお付けください。)

指定	送 金 方 法
	① 郵便振替による納付
	② 市指定の納付書(指定・指定代理)による納付
	③ 市の指定する口座への振込(指定金融機関以外のから振込)
	④ 現金書留による送金(現金書留便)
	⑤ 来庁による現金納付

※②は、十八銀行、親和銀行、西日本シティ銀行のいずれかです。
※③及び④は、恐れ入りますが、振込手数料等はご負担ください。

(3) 市報等における寄付者情報(氏名・市町村名・金額)の公開について(いずれかに○をお付けください)

() 同意する <() 氏名・() 市町村名・() 金額>
() 同意しない

まずは、申し出をお願いいたします。左記、「がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金寄付申出書」を対馬市地域振興課まで郵送またはFAXで申し込んでください。

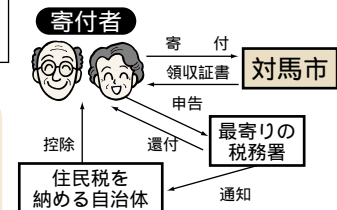
寄付を申し出られた方に案内状と払込書等をお送りします。全国のゆうちょ銀行または対馬市の指定する金融機関において払い込みができます。(手数料無料)

税の申告を受けるには確定申告が必要です。の寄付に關しての領収証書を添付し、翌年確定申告を行います。寄付の領収証書等は、大事に保管しておいてください。

所得税が還付されます。(還付金が発生した場合)

最寄りの税務署から自治体にふるさと納税の通知があります。

翌年度の住民税が控除されます。



寄付をした場合の税額の軽減額

所得税は寄付を行った年分の所得税から確定申告により還付され、住民税は寄付を行った年の翌年度の住民税から控除されます。

個人住民税所得割額の概ね10%を上限として、寄付金のうち5,000円を超える額について、所得税と住民税で控除を受けることができます。

例えば、夫婦のみの給与所得者の場合 年収700万円の方の目安となる軽減額

1万円寄付したとき	5,000円の軽減(住民税分 4,000円 所得税分 1,000円)
5万円寄付したとき	45,000円の軽減(住民税分 36,000円 所得税分 9,000円)
10万円寄付したとき	65,700円の軽減(住民税分 46,700円 所得税分 19,000円)